

令和8年度

監 査 計 画

宇部市監査委員

# 令和8年度 監査計画

## 1 基本方針

宇部市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、令和8年度の監査計画を定め、監査、検査、審査等（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施する。

また、監査等の実施に当たっては、各種の監査等の有機的な連携及び調整の下に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項から第16項までの規定の趣旨に則りなされているかどうかについて、特に意を用いるものとする。

## 2 監査等別実施方針

令和8年度の監査は、「令和8年度監査等年間計画表」により行うものとし、計画外の監査等が必要となった場合は、必要に応じて、適宜、監査計画を修正し、対処する。

なお、監査等の実施計画及び事務局職員の分掌事務等の実施体制は、別途実施時期までに定めるものとする。

### (1) 定期監査（法第199条第1項及び第4項）

#### ア 基本方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の3Eの観点から、成果や効果等の分析を行う。

併せて、職員自らが事務処理ミス等の防止を自分事として認識し、組織としても再発防止や適正化に向けた取組が主体的かつ継続的に行われるよう、指導的監査を中心に行う。また、DX(Digital Transformation)の推進による業務プロセスの見直し、施策の効果性を高めるための手法の工夫などの観点を含めた行政監査的視点に立って実施するものとする。

なお、監査サイクルについてはおおむね2年サイクルとし、前回監査の指摘内容を踏まえ適切に監査を行うこととする。

## イ 実施方法

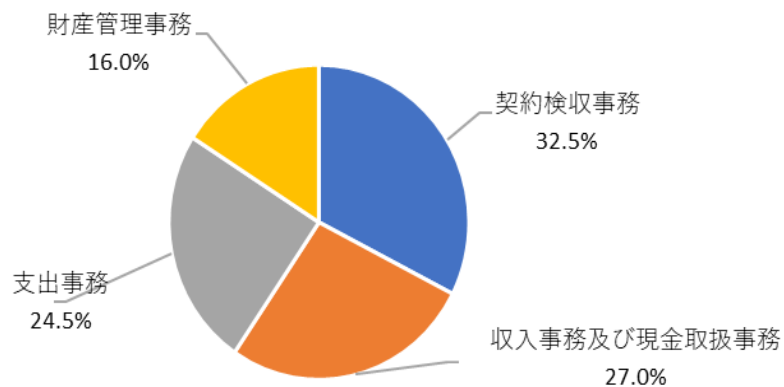
監査の共通項目は次のとおりとし、部局等ごとに実施計画を作成し、実施する。

- (ア) 予算の執行事務
- (イ) 収入事務及び現金取扱事務
- (ウ) 支出事務
- (エ) 契約検収事務
- (オ) 財産管理事務

## ウ 令和8年度重点項目

過去3か年（令和4～6年度）における定期監査で見受けられた不適切な事例では、契約検収事務に関するものが32.5%を占め、次いで、収入事務及び現金取扱支出事務が27.0%と高い割合を示している。

### 過去3か年における定期監査で見受けられた不適切な事例（項目別）



令和8年度は、不適切な事務処理の発現状況及びその影響の大きさ等を踏まえ、次に掲げる3点を重点項目とする。

- (ア) 契約検収事務について、適切な対応がなされているか。
  - ・ 予定価格の算定は適切に行っているか。
  - ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、その理由を適切に記録しているか。
  - ・ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。
  - ・ 契約書に定める所定の手続は適正に行われているか。

- ・契約が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で厳正に確認しているか。

(イ) 収入事務及び現金取扱事務について、適切な対応がなされているか。

- ・決裁区分に誤りはないか。
- ・行政財産使用料等の算定方法や算出根拠に誤りはないか。
- ・調定時期や納期限の設定に誤りはないか。
- ・減免の手續に誤りはないか。
- ・現金又は現金に類するもの(切手、商品券等)を適切に保管しているか。
- ・収入未済金の回収や債権放棄、不納欠損処分の手続を適正に行っているか。

(ウ) 支出事務について、適切な対応がなされているか。

- ・支出負担行為として整理する時期は適切か。
- ・支出の時期は適切か。
- ・予算の流用手続及び時期は適正か。
- ・支出の根拠となる書類等は提出されているか。また、書類は適切に作成されているか。
- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助金が充当される経費は、適切かつ明確なものとなっているか。
- ・補助等の効果を確認しているか。また、効果等の観点から見直すところはないか。

(2) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

ア 基本方針

財政援助団体に対し、その財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施する。

(ア) 公益財団法人宇部市文化創造財団

(イ) 公益財団法人宇部市常盤動物園協会

イ 実施方法

定期監査の実施方法に準じて、対象団体ごとに実施計画を作成し、実施する。

(3) 例月出納検査（法第235条の2第1項、地方公営企業法（以下「公企法」という。）第31条）

ア 基本方針

会計管理者及び企業管理者の現金の出納事務が正確に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

現金確認検査は定例日（原則として毎月25日）に実施する。

出納事務の当否及び収支に係る計数の確認、収支内容確認のための証憑書類等の検査については、一般会計、特別会計及び公営企業会計の前月分を対象に検査する。

有価証券の保管業務検査は3月に実施する。

(4) 決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項）

ア 基本方針

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

日程等具体的実施方法については、別途実施計画で定める。

企業会計については、年度当初に貯蔵品検査を実施する。

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項、第22条第1項）

ア 基本方針

健全化法に規定する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

日程等具体的実施方法については、別途実施計画で定める。

(6) その他の監査等

その他の法令に基づく監査等については、適時、その必要に応じて実施するものとし、以上の業務を効率的に行うため、必要な外部研修への参加や職場研修の実施などにより、監査委員及び事務局職員の資質の向上を図る。

3 監査等の結果に関する報告の提出、公表（法第199条第9項）

定期監査等の結果に関する報告については、議会、市長及び関係のある委員会等に提出するとともに公表を行う。

4 措置状況の確認

定期監査で見受けられた不適切な事例について、実施から3か月後を目途に措置状況の報告を求め、改善の有無等の確認を行うとともに、再発防止の観点から、適宜所属長や実務担当者と協議の上、必要な調整を図る。

また、定期監査の実施に合わせ、各部局における内部統制の運用状況等の確認を行う。

5 会議、研修等

令和8年 4月	山口県都市監査委員会常例会（長門市）
令和8年 5月	中国都市監査委員会（尾道市） Web 会議
令和8年 8月	全国都市監査委員会総会・研修会（高松市）
令和8年11月	西日本都市監査事務研修会（高知市）
令和8年11月	山口県各市監査委員事務局職員連絡協議会（山口市）

別表

## 令和8年度 監査等年間計画表

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期 監査等	総務部					財政援助団体等 公益財団法人 宇部市文化創造財団  公益財団法人 宇部市常盤動物園協会	観光スポーツ文化部	都市政策部 土木建設部	議会事務局	土木建設部 (下水道事業会計) 水道局 交通局 産業經濟部 (農集事業会計)	市民環境部	
決算等 審査等	貯蔵品検査 (4月2日)											有価証券 保管業務検査
例月出納検査	23日(木)	25日(月)	25日(木)	24日(金)	25日(火)	25日(金)	26日(月)	25日(水)	25日(金)	25日(月)	25日(木)	25日(木)
監査委員協議	毎月1回以上											
監査委員会等	山口県都市監査委員会 常例会 (長門市)	中国都市監査委員会 (尾道市) Web会議			全国都市監査委員会総会・研修会 (高松市)			西日本都市監査事務研究会 (高知市)  山口県各市監査委員事務局職員連絡協議会 (山口市)				